

図書館資料整備特別委員会要項

(令和3年2月19日京都大学図書館協議会決定)

第1条 京都大学図書館協議会（以下「協議会」という。）に、京都大学図書館機構規程（平成17年達示第17号）第11条第1項に基づき、図書館資料整備特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、全学図書館機能の基盤を整備するため、電子リソースを含む学術情報資源の整備について審議を行う。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 協議会協議員のうちから協議会の議を経て協議会の議長が指名するもの 若干名

(2) その他協議会議長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号の委員は、協議会の議長が委嘱する。

3 第1項第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから協議会の議長が指名する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第7条 京都大学図書館機構における電子資料利用認証システム（以下「認証システム」という。）の利用許諾条件に反する不適切な利用が発生した場合の対処その他認証システムの運用に関し必要な事項を監理するため、委員会に認証システム監理特別小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第8条 委員会に関する事務は、附属図書館事務部研究支援課において処理する。

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。